

福島県川俣町地域おこし協力隊（雇用型）募集要項

川俣町山木屋地区にあるアンスリウム農家 株式会社 smile farm では、アンスリウム栽培をはじめとした観光農園の整備等を通じ、川俣町のにぎわい創出や移住・定住の促進につながる農園づくりを行っています。

株式会社 smile farm の農園で栽培技術を習得しながら、管理や誘客の促進、新規事業の企画・推進などを行い、農園を起点に「農業×関係・交流人口拡大×自分らしい働き方」の視点で川俣町から新しい農業のスタイルを発信してくださる地域おこし協力隊を募集します。

1 募集人数

1 名

2 活動内容

◇アンスリウムをはじめとした新規就農に向けた取り組み

山木屋地区での営農の特徴や栽培の実務知識・技術を習得するため、「株式会社 smile farm」の農地でアンスリウムをはじめとした花卉や野菜等の栽培の他、農家経営に必要なスキルを習得しながら、農作物の販路拡大・地域ブランディングを推進していただきます。

◇体験農園運営に関わる新規事業企画・推進

原子力災害等により若者の流出や急激な少子高齢化が進む川俣町では、農業の担い手不足という課題も抱えています。川俣町では、移住をきっかけに就農へ興味を持つ人を増やし定住へ繋げるため、体験農園の設立などの就農者確保に向けた取り組みを推進しています。株式会社 smile farm が保有する土地や設備を活かし、体験農園の運営等を通じて、就農者を増やし地域を盛り上げる仕組みづくりを行っています。

◇イベント販売、キッチンカー事業

株式会社 smile farm は、子どもも大人も楽しめる「観光農園」を目指しております。アンスリウムのほかに、イチゴ、ひまわりなど季節ごとに違った植物を植えて、イチゴ狩りや花を使ったワークショップなどを行い、ただ花を見るだけの温室ではなく家族みんなで楽しめる場所です。県内外の各種イベントへも積極的に参加し、農園でとれた作物を使った料理をキッチンカーで販売するなど、みんなが楽しめる場所を私たちと一緒に作りましょう。

3 応募要件

- (1) 3大都市圏（※1）をはじめとする都市地域等（過疎、山村、離島、半島等の地域に該当しない市町村）に現に住所を有している方、または、地域おこし協力隊として同一地域における活動経験が2年以上あり、かつ解嘱から1年以内である方で、採用後、川俣町に住民登録をし、かつ生活の拠点を移すことができる方

- (2) 農業に精通しているか、もしくは興味があり、新規就農を目指す方で、活動期間終了後も川俣町に定住する意欲のある方
- (3) 心身ともに健康で、地域おこし活動に意欲があり、地域住民と積極的にコミュニケーションが図れる方
- (4) 普通自動車運転免許を有している方（活動には運転が必須となります。）
- (5) パソコンの一般的な操作（ワード、エクセルなど）ができる方
- (6) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方（※2）

（※1）3大都市圏とは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。

（※2）地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する者

- ①成年被後見人又は被保佐人
- ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③川俣町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 活動場所

株式会社 smile farm（福島県伊達郡川俣町山木屋字向東山5－9）及び川俣町内（山木屋地区）

5 委嘱形態・期間

- (1) 川俣町地域おこし協力隊設置要綱に基づき町長が委嘱します。※町との雇用関係はありませんが、地域おこし協力隊の活動を支援する事業者（受入企業）が隊員を雇用します。
- (2) 地域おこし協力隊の活動に支障がない範囲で受入企業の承諾がある場合、町との協議を経て副業を行うことも可能です。
- (3) 委嘱期間は委嘱の日からその年度の末日までとします。
- (4) 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最長3年）
- (5) 隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

6 活動日数等

活動日数や活動時間は、受入企業と協議し決定します。

※想定：週5日、8時間勤務。雇用保険・社会保険加入

7 賃金・給与及び福利厚生等

- (1) 賃金・給与の額は、月額233,000円とします。

- ※町から受入企業に対し支払う委託料（報酬費）を任期中で除した額を参考として示したものであり、実際の給与等の額は受入企業において決定いたします。ただし、任期中の給与等総額が変動するものではありません。
- (2) 福利厚生等については、原則として受入企業の社員に準じます。
- (3) 活動に必要な経費（車両借上費、燃料費、出張旅費等）は、受入企業及び町と協議の上、活動に必要と認められるものに限り、予算の範囲内（年間上限60万円）で受入企業が助成します。
- (4) 住居費は月額42,000円を上限に受入企業が家賃を助成します。
※転居費用、生活備品、光熱水費は自己負担です。
- (5) 活動に使用する自動車及びパソコン等事務機器、携帯電話は、ご自身で用意いただきます。

8 応募手続き

(1) 受付期間

第1期(令和5年10月1日入隊)：

第1期は募集終了しております。

第2期(令和6年4月1日入隊)：

令和5年9月25日（月）から12月22日（金）締切（当日消印有効）

(2) 提出書類（各1部）

- ・川俣町地域おこし協力隊申込書
 - ・住民票の写し
 - ・普通自動車運転免許証の写し（表・裏）
- ※提出していただいた書類は返却しません。

9 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考を行います。選考結果は、応募者全員に文書で通知します。

※応募いただいた内容について、ご連絡させていただくこともありますので、ご了承ください。

※応募に関する費用は、応募者負担となります。

(2) おためし地域おこし協力隊員

第1次選考合格者を対象に、実際の活動内容の体験を行っていただきます。体験期間は、約1か月間（土日、祝日を含む）を想定しております。体験に参加された場合、町から上限12,000円/活動日を支給します。

(3) 第2次選考

おためし地域おこし協力隊員参加者を対象に、町による面接を行います。日時及び会場等については、おためし地域おこし協力隊員としての体験が終了した後、お知らせします。

※第2次選考に要する交通費等は応募者の負担となります。

(4) 選考結果

選考結果は、第2次選考対象者全員に文書で通知します。

※選考の経過及び結果に関するお問い合わせにはお答えできません。

1 0 その他

- (1) 問い合わせから選考までの流れ
オンライン説明会→受入先との事前面談（必須）→応募申込→第1次選考
→おためし地域おこし協力隊員体験活動→第2次選考内定
- (2) 町内や受入企業の担当者との顔合わせなど、応募される前に活動環境の確認を
必須としています。研修希望日時を電話またはメールにて、お問い合わせくだ
さい。
- (3) その他、不明な点や質問については、担当課へお問い合わせください。

1 1 応募・問い合わせ先

川俣町政策推進課まちづくり推進係

【住 所】 〒960-1492

福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

【連絡先】 024-566-2111（代表） 2406（内線）

【メール】 seisaku@town.kawamata.lg.jp